

主要農作物種子制度運用基本要綱	主要農作物種子制度の運用について
<p style="text-align: center;">61 農蚕第 6786 号 農林水産事務次官依命通知 昭和 61 年 12 月 18 日</p> <p style="text-align: center;">最終改正 平成 27 年 9 月 30 日</p> <p>第 1 制度の趣旨及び運用の基本方針</p> <p>1 主要農作物種子制度は、我が国の基本的な食糧であり、かつ、基幹的な作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的としている。</p> <p>2 本制度の運用に当たっては、主要農作物の優良な種子の生産及び普及が、その基礎となる品種の改良及び選定から始まって、最終的に種子が農業者に引き渡されるまでの間、専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることから、品種の優良性の判別方法、優良な種子の適正かつ円滑な生産流通の方法等について種子の生産及び普及に関係するすべての者に周知させ、もって優良な種子の生産及び普及が一層促進されるよう努める必要がある。</p> <p>3 一方、近年の技術進歩により、国及び都道府県、更にはこれらの者以外の者によって従来にも増して主要農作物の優良な種子の生産及び普及への取組みが活発になってきていることから、これらの者が今後優良な種子の生産及び普及に等しく参加できるよう本制度の運用を図るものとする。</p> <p>4 なお、主要農作物種子制度に係る事務に必要な経費については、地方交付税等の地方一般財源により確保されることとなっているが、優良な種子の生産及び普及の促進に遺憾なきよう、これらの事務が適切に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>第 2 奨励品種の決定</p> <p>1 奨励品種の決定基準 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するに当たっては、当該都道府県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として決定することとし、あらかじめ農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定める基準を参考に具体的な基準を定めるものとする。</p> <p>2 奨励品種審査会 (1) 都道府県は、奨励品種の決定に当たっては、関係部局、試験研究機関、普及指導センター、農業者の組織する団体、民間の品種育成関係者、農産物の需要者、学識経験者等をもって構成する奨励品種審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">61 農蚕第 6800 号 農林水産省農蚕園芸局長通知 昭和 61 年 12 月 18 日</p> <p style="text-align: center;">最終改正 平成 27 年 9 月 30 日</p> <p>第 1 奨励品種の決定に当たっての運用方法</p> <p>1 奨励品種の決定基準 主要農作物種子制度運用基本要綱（昭和 61 年 12 月 18 日付け 61 農蚕第 6786 号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）第 2 の 1 の「政策統括官が別に定める基準」は別記 1 のとおりとする。</p> <p>2 奨励品種審査会 (1) 要綱第 2 の 2 の (1) の奨励品種審査会（以下「審査会」という。）を構成する民間の品種育成関係者については、これらの組織する団体を通じて適当な者を選定するものとする。ただし、民間の品種育成関係者の数が限られる場合には、当面参考人として意見を述べる機会を設けることにより対応して差し支えないものとする。</p>

<p>(2) 審査会においては、次の事項を調査審議するものとする。</p> <p>ア 奨励品種の決定基準に関する事項</p> <p>イ 奨励品種決定調査（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第8条の規定により都道府県が行う試験をいう。以下同じ。）に供試される品種に関する事項（当該品種に係る奨励品種決定調査の継続及び中止に関することを含む。）</p> <p>ウ 奨励品種決定調査の方法に関する事項</p> <p>エ 奨励品種の決定及び廃止に関する事項</p> <p>オ その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項</p> <p>3 奨励品種決定調査</p> <p>都道府県は、奨励品種の決定に当たっては、奨励品種決定調査を行うものとする。</p> <p>(1) 奨励品種決定調査の種類</p> <p>ア 基本調査</p> <p>供試される品種につき、当該都道府県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。</p> <p>イ 現地調査</p> <p>都道府県知事が管内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（以下「奨励品種適応地域」という。）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。</p> <p>(2) 奨励品種決定調査の担当機関</p> <p>ア 基本調査は、都道府県の試験研究機関において、当該機関の職員が担当して行うものとする。</p> <p>イ 現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する普及指導センター又は試験研究機関の職員が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 奨励品種決定調査の方法</p> <p>奨励品種決定調査の方法は、政策統括官が別に定めるところによる。</p> <p>第3 主要農作物種子計画の策定等</p> <p>1 都道府県種子計画の策定</p> <p>(1) 都道府県知事は、種子法第3条第1項に規定する指定種子生産ほ場の指定を適正に行うため、3の(1)のエの報告等を参酌して都道府県種子計画を定め、これを地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 主要農作物の種子の種類別の需給の見通しに関する事項</p>	<p>(2) 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆（以下「主要農作物」という。）の奨励品種の調査審議に当たっては、それぞれの農産物の需要者が審査会の構成員となるよう選定するものとする。</p> <p>(3) 審査会は、要綱第2の2の(2)の事項を調査審議するに当たっては、部会等を設けてこれを処理することができるものとする。</p> <p>3 奨励品種決定調査</p> <p>(1) 要綱第2の3の(2)のイの現地調査に用いるほ場の管理を委託する農業者は、当該ほ場を日常的に管理することが可能なものの中から選定するものとする。また、選定した農業者とは、奨励品種に決定される以前の調査対象品種の種子が他に渡らないよう特に調査ほ場から得られる生産物の処分方法について、あらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>(2) 要綱第2の3の(3)の「政策統括官が別に定める奨励品種決定調査の方法」は別記2のとおりとする。</p> <p>第2 主要農作物種子計画の策定等に当たっての運用方法</p> <p>1 都道府県種子計画の策定</p> <p>(1) 都道府県知事は、要綱第3の1の(1)の都道府県種子計画を地方農政局長（北海道にあっては政策統括官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するときは、別記3の様式により、次の期日までに行うものとする。</p> <p>春夏作 1月31日</p> <p>秋冬作 7月31日</p> <p>(2) 都道府県は、都道府県種子計画を定めたときは、都道府県主要農作物種子協会（以下「種子協会」と</p>
---	---

<p>イ 都道府県が種子法第3条第1項の規定に基づき行う主要農作物の種類別の指定種子生産ほ場の指定に関する事項</p> <p>ウ 都道府県が種子法第7条第1項の規定に基づき行う主要農作物の原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に関する事項</p> <p>エ 都道府県が種子法第7条第2項の規定に基づき行う主要農作物の種類別の指定原種ほ及び指定原原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）の指定に関する事項</p> <p>オ その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項</p> <p>(3) (1)により都道府県種子計画の提出を受けた地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）は、管内の主要農作物の種子の需要動向を考慮するとともに、3の(2)の全国主要農作物種子安定供給推進協議会又はその下部組織からの報告等を参酌して、必要に応じて当該都道府県種子計画に意見を添付するものとする。</p> <p>2 種子生産ほ場面積の上限の決定等</p> <p>(1) 農林水産大臣は、1の(1)により都道府県種子計画の提出を受けたときは、当該都道府県種子計画に基づき、地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）の意見、3の(2)のエの報告等を参酌し、全国の主要農作物の種子の需給の見通しに関する計画（以下「全国種子計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>(2) 政策統括官は、(1)の全国種子計画に基づき、地方農政局長（北海道にあつては北海道知事、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に管内の指定種子生産ほ場の面積の合計の上限を通知するものとする。</p> <p>(3) (2)の通知を受けた地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）は、種子法第3条第1項の規定に基づき、当該通知に係る面積の範囲内で管内の都道府県別の指定種子生産ほ場の主要農作物の種類別の面積の上限を都道府県知事に指示するものとする。</p> <p>(4) 都道府県知事は、(2)又は(3)の指示の結果、当該都道府県の都道府県種子計画を変更する必要があるときは、変更後の都道府県種子計画を地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあつては、直接）政策統括官に提出するものとする。</p> <p>(5) 政策統括官、地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、都道府県知事に対して、(2)又は(3)の指示のほか、都道府県種子計画に定められる事項について、主要農作物の種子の安定的な供給のために必要があると認める場合には、必要な指示を行うことができるものとする。</p> <p>3 主要農作物の種子の安定供給を図るための協議会等</p> <p>(1) 都道府県主要農作物種子協会</p> <p>ア 都道府県は、都道府県段階における主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、都道府県主要農作物種子協会（以下「種子協会」という。）を設置するものとする。</p> <p>イ 種子協会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(ア) 指定種子生産者（種子法第4条第1項の指定種子</p>	<p>いう。)その他の関係者に遅滞なくその内容を通知するものとする。</p> <p>2 主要農作物の種子の安定供給を図るための協議会等</p> <p>(1) 都道府県主要農作物種子協会</p>
--	--

- 生産者をいう。以下同じ。)又はその組織する団体
- (イ) 指定原種等生産者(指定原種ほ等の経営者をいう。以下同じ。)又はその組織する団体
 - (ウ) 種子生産委託者(ア)又は(イ)の者に種子の生産を委託した者をいう。以下同じ。)又はその組織する団体
 - (エ) 種子の取扱いを業とする者又はその組織する団体
 - (オ) 種子を購入する農業者又はその組織する団体
 - (カ) その他種子の安定的な供給に係る者
- ウ 種子協会は、次に掲げる事項について協議を行うほか、政策統括官が別に定める業務を行うものとする。
- (ア) 年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
 - (イ) 種子の生産流通に関する事項
 - (ウ) 種子の備蓄に関する事項
 - (エ) その他種子の安定的な供給に関する事項
- エ 種子協会は、ウの協議の結果を都道府県知事に速やかに報告するものとする。

オ その他種子協会の体制・運営に関しては、政策統括官が別に定めるところによるものとする。

(2) 全国主要農作物種子安定供給推進協議会

- ア 政策統括官は、全国段階における主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項を協議するため、全国主要農作物種子安定供給推進協議会(以下「全国協議会」という。)を設置するものとする。
- イ 全国協議会は、種子協会又はその組織する団体、全国段階の種子の取扱いを業とする者の組織する団体、全国段階の種子を購入する農業者の組織する団

- ア 要綱第3の3の(1)のウの「種子協会が行う協議及び政策統括官が別に定める種子協会の業務」の具体的内容は、次の例による。
 - (ア) 種子の生産流通量の実績等につき構成員から情報を収集することにより、その需給及び供給の見通しを作成すること並びに該当見通しに基づき都道府県に対して要望及び意見の表明を行うこと。
 - (イ) 優良な種子の生産流通の促進のため、種子の審査基準について構成員を指導すること。
 - (ウ) 種子の価格等について構成員等から報告を求め、種子加算料等に関する比較資料及び算定要素に関する技術的な指標を構成員に提供すること。
 - (エ) 構成員の種子の生産流通に係る事業の経営、技術、市場等についての情報を収集し、提供すること。
 - (オ) 種子の販売に関して虚偽又は誇大な表示、広告等を排除し、農業者の正しい種子の選択を容易にするための基準を設定すること。
 - (カ) 優良な種子の需要を増進するための広告・宣伝を行うこと。
 - (キ) 種子の残量処理、事故処理又は災害補償のための基金の設置・運営を行うこと。

- イ 要綱第3の3の(1)のオの「政策統括官が別に定めるその他種子協会の体制・運営に関する事項」は、次のとおりとする。
 - (ア) 都道府県知事は、主要農作物の種子の安定的供給に果たす種子協会の役割の重要性にかんがみ、その構成員は、種子の生産流通に携わる者があまねく含まれるよう配慮すること。
 - (イ) 種子協会の組織体制の編成については、優良な種子の安定的な供給に関し、構成員の意見が十分反映されるように配慮すること。

(2) 全国主要農作物種子安定供給推進会議

体その他政策統括官が適当と認める者をもって構成するものとする。

ウ 全国協議会は、種子の安定的な供給に関する事項で全国的な調整に係るものについて協議を行うものとする。

エ 全国協議会は、ウの協議の結果を政策統括官に速やかに報告するものとする。

オ 全国協議会には、その事務を円滑に行うため、種子の供給に関する地域の実情に応じて政策統括官が別に定めるところにより区分した地域ごとに、その下部組織を設けることができるものとする。

要綱第3の3の(2)のオの「政策統括官が別に定める地域の区分」は、次のとおりとする。

地域の区分	含まれる都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野及び新潟
北陸東海	富山、石川、静岡、岐阜、愛知及び三重
近畿中国四国	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛及び高知
九州沖縄	福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄

第4 原種及び原原種の生産

1 都道府県の責務

(1) 都道府県は、種子法第7条第1項の規定に基づき、原種等について、原種ほ及び原原種ほ（以下「原種ほ等」という。）の設置等により自ら生産するとともに、同条第2項の規定に基づき、都道府県以外の者が経営する原種ほ等を指定原種ほ等として指定し、全体として指定種子生産ほ場において優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の確保を図るものとする。

(2) (1)の原種等の生産の対象となる品種は、原則として当該原種等を用いて指定種子生産ほ場において生産された種子（以下「一般種子」という。）が普及される都道府県における奨励品種とする。ただし、政策統括官が別に定めるところにより都道府県が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) 都道府県知事は、第3の1の(2)のウの原種等の生産及び同エの指定原種ほ等の指定に関する事項に係る都道府県種子計画の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 当該計画の策定に当たっては、原種等について、都道府県及び都道府県以外の者による生産により、全体として適正に供給されるよう、自らの原種ほ等と指定原種ほ等との面積を調整するものとする。

イ 指定原種ほ等で生産される原種等が、当該指定を行う都道府県以外の地域に配布されることとなっている場合には、当該都道府県は、当該指定に係る申請者から配付先を聴取した上で関係都道府県又は全国協議会との連絡調整を行い、適正規模の原種等の生産が行われるよう当該申請者に対する指導監督に遺憾のないようにするものとする。

第3 原種及び原原種の生産に当たっての運用方法

1 都道府県の責務

(1) 原種又は原原種の対象品種

要綱第4の1の(2)の「都道府県が特に認める場合」は、次の場合とする。

ア 奨励品種決定調査を1年以上行い、審査会において有望であると認めた品種であって、次の条件により普及のための一般種子（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第3条第1項の指定種子生産ほ場において生産される種子をいう。以下同じ。）を生産するために必要な原種又は原原種（以下「原種等」という。）をあらかじめ生産するもの

(ア) 都道府県種子計画の中で生産を行うこと。

(イ) 生産対象となった品種が奨励品種にならなかつた場合には、種子法第3条の指定種子生産ほ場における種子としての生産を中止すること。

イ 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産するもの

(ア) アの(イ)の条件を満たすこと。

(4) 原種等の生産の方法は、政策統括官が別に定めるところによるものとする。

2 都道府県の実種等の生産等

(1) 都道府県が原種ほ等を整備するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について政策統括官が別に定める留意事項を勘案して行うものとする。

- (イ) 奨励品種決定調査を実施していること又は実施することが明らかであること。
- ウ 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用の一般品種を生産するために必要な原種等を生産するもの
 - (ア) アの(イ)の条件を満たすこと。
 - (イ) 奨励品種決定調査若しくは生産力検定試験(品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、都道府県の試験研究機関が実施する試験をいう。以下同じ。)を実施していること又は実施することが明らかであること。
 - (ウ) 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されていることが明らかであること。
 - (エ) 委託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を都道府県に提出すること。

(2) 原種等の生産方法

要綱第4の1の(4)の「政策統括官が別に定める原種等の生産方法」は、次のとおりとする。

ア 原種

- (ア) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。
- (イ) 異種類、異品種等の個体が発見し易いような可能な限り疎植又は薄播きとする。

イ 原原種

- (ア) アの(ア)に同じ。
- (イ) 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。
- (ウ) ほ場又は生産物の審査結果、品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種を生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種を生産に用いるものとする。
ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択するものとする。
- (エ) 原原種生産用の種子は、少なくとも3カ年に1回の頻度により育種家種子で更新し、品種の特性を保持するものとする。

2 都道府県の実種等の生産

(1) 要綱第4の2の(1)の「政策統括官が別に定める留意事項」は、次のとおりとする。

- ア 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
- イ 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種等の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。

(2) 都道府県は、自らの農業試験場、農場等において原種ほ等を設置・経営する場合のほか、止むを得ない場合に限り、政策統括官が別に定めるところにより、都道府県以外の者にその経営を委託すること及び他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができるものとする。

(3) 原種等の生産に当たっては、第6の3の審査の基準及び方法に準じて内規を定め、あらかじめ定めた責任者により、原種ほ等及びその生産物について審査を行うものとする。

(4) 原種等の配付に当たっては、政策統括官が別に定めるところによるものとする。

3 指定原種ほ等の指定

(1) 指定原種ほ等の指定に当たっては、種子法第7条第2項において原種等が「適正かつ確実に生産されると認められる」ことが要件とされている。これは、優良な原種等の生産が適格性を有するほ場において適格性を有す

ウ 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

エ 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

(2) 要綱第4の2の(2)の規定に基づき都道府県以外の者に原種ほ又は原原種ほ（以下「原種ほ等」という。）の経営を委託する場合には、次によるものとする。

ア 受託者が、原種等の生産方法に関して都道府県の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

イ 原種等の生産が、都道府県と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

(ア) 都道府県は、受託者に対し原種等の生産に必要な育種家種子又は原原種の供給の責任を有すること。

(イ) 都道府県は、原種等の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(ウ) 都道府県は、生産された原種等について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

(エ) 都道府県は、委託に係る原種ほ等の運営に必要な経費を負担すること。

ウ 原原種ほの経営の委託は、当該原原種ほが原原種の生産に必要な知識及び技術を有する者によって都道府県が定める方法により直接管理され得る場合に限ること。

(3) 要綱第4の2の(2)の規定に基づき他の都道府県から原種等の購入等を行う際は、都道府県がその原種等の生産状況等を確実に把握できるものに限ることとする。

(4) 要綱第4の2の(4)の原種等を配布する場合に当たっては、要綱第6の2の(5)の生産物審査証明書に準じて、当該都道府県が生産し、かつ、要綱第4の2の(3)の規定に基づき審査済みであることを示す証票を包装に附すものとする。なお、同質遺伝子品種（特定の病害虫抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良された品種。以下同じ。）の場合に限り審査済みの原種を混合して配布することができるものとする。ただし、その証票には、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

3 指定原種ほ等の指定

(1) 要綱第4の3の(1)の指定原種ほ等の指定に当たっては、ほ場及び生産者の適格性等を考慮するほか、具体的には2の(1)の留意事項を勘案するものとする。

る者により行われ、かつ、あらかじめ予定した数量の大部分が実際に生産されることをいう。

(2) 指定原種ほ等の指定の手続きは、第5の3の規定に準ずるものとする。

第5 指定種子生産ほ場の指定

1 一般種子の生産の対象品種

一般種子の生産の対象となる品種は、原則として、当該一般種子が普及される都道府県における奨励品種とする。ただし、政策統括官が別に定めるところにより都道府県が特に認めた場合には、この限りではない。

2 指定の対象となるほ場

る。

(2) 指定原種ほ等における原種等の生産が、他からの委託により行われる場合は、次によるものとする。

ア 受託者が、原種等の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

イ 原種等の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

(ア) 委託者は、受託者に対して原種等の生産に必要な育種家種子又は原原種の供給の責任を有すること。

(イ) 委託者は、原種等の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(ウ) 委託者は、生産された原種等について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

ウ 指定原原種ほに係る委託は、当該指定原原種ほが原原種の生産に必要な知識及び技術を有する者により直接管理され得る場合に限ること。

第4 指定種子生産ほ場の指定に当たっての運用方法

1 一般種子の対象品種

要綱第5の1の「都道府県が特に認める場合」は、次の場合とする。

(1) 奨励品種決定調査を2年以上行い、審査会において有望であると認めた品種であって次の条件により普及のための一般種子を生産するもの

ア 都道府県種子生産計画の中で生産を行うこと。

イ 生産対象となった品種が奨励品種にならなかった場合には、種子法第3条に基づく指定種子生産ほ場における種子としての生産を中止すること。

(2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培に必要な一般種子を生産するもの

ア (1)のイの条件を満たすこと。

イ 奨励品種決定調査を実施していること。

(3) 消費者の需給の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用に必要な一般種子を生産するもの

ア (1)のイの条件を満たすこと。

イ 奨励品種決定調査又は生産力検定試験を実施していること。

ウ 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されることが明かであること。

エ 委託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を都道府県に提出すること。

(1) 指定種子生産ほ場の指定は、種子法第3条第1項の規定に基づき譲渡の目的をもって一般種子を生産する者が経営するほ場及び委託を受けて一般種子を生産する者が経営するほ場の双方が対象となり得る。後者の場合、委託者は、優良な一般種子の生産及び普及について、指定種子生産者とともに責任を共有しているため、当該指定に当たってはその観点から十分留意して行うものとする。

(2) 具体的なほ場の指定に当たっては、優良な一般種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものとする。

3 指定の手続

(1) 指定種子生産ほ場の指定のための申請は、申請者が主要農作物種子法施行規則（昭和27年農林省令第39号。以下「種子法規則」という。）第1条の定めるところにより申請書とその住所地を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、申請に係る一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を附して代理申請を行うことができるものとする。また、同質遺伝子品種（特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良した品種。）を混合して一般種子を生産する場合には、指定種子生産ほ場指定申請書の「同左品種名」欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率並びに当該品種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により申請書の提出を受けたときは、これを取りまとめの上、指定に当たっての意見を附して都道府県知事に提出するものとする。

2 指定の対象となるほ場

(1) 一般種子の生産が、他から委託により行われる場合は、次によるものとする。

ア 受託者が、一般種子の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。

イ 一般種子の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

(ア) 委託者は、受託者に対し一般種子の生産に必要な原種の供給の責任を有すること。

(イ) 委託者は、一般種子の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(ウ) 委託者は、生産された一般種子について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

(2) 指定種子生産ほ場の具体的な指定に当たっては、次の事項を勘案するものとする。

ア 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。

イ 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。

ウ 一般種子の生産に直接責任を有する者が、一般種子の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。

エ 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

オ ほ場の面積が、一般種子の生産を効率的に行い得るものとして、都道府県が定める面積（団地化された面積の合計を定める場合は、当該面積）を上回っていること。

(3) 都道府県知事は、(1)の申請に基づいて指定種子生産ほ場の指定を行ったときは、その旨を市町村長を経由して申請者に通知するものとする。ただし、代理人を経由して行われた申請に係る指定の通知は、当該代理人を経由するものとする。

(4) 指定種子生産者が、種子法第3条第1項の指定の取消しを受けたいときは、(1)の手續に準じて都道府県知事にその旨を申し出ることとし、当該都道府県知事は、指定の取消しを行ったときは、その旨の通知を(3)の手續きに準じて行うものとする。

第6 審査

1 審査機関

(1) 種子法第4条第1項（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。）のほ場審査（以下「ほ場審査」という。）及び種子法第4条第2項（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。）の生産物審査（以下「生産物審査」という。）（以下「審査」と総称する。）の実施機関たる都道府県の技術吏員（以下「審査員」という。）については、審査事務の特殊性にかんがみ、専門技術員、普及指導員、試験研究機関の研究員等であつて主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有するものの中から都道府県知事が任命するものとする。特に、指定原種ほ等に係る審査には高度の知識及び技術を要するので、審査員の任命に当たっては特別の配慮をするものとする。

(2) 都道府県は、審査事務の円滑かつ能率的な実施を図るため必要がある場合には、政策統括官が別に定めるところにより、審査員の事務を補助する者（以下「審査補助員」という。）を委嘱し、審査の事前準備その他の補助事務を行わせることができるものとする。

第5 審査に当たつての運用方法

1 審査機関

(1) 要綱第6の1の(1)の指定原種ほ場に係る審査員については、原則として試験研究機関において原種等の生産に従事している者又は従事したことがある者の中から、原種等の適切な生産に必要な知識を有する者を任命するものとする。

(2) 要綱第6の1の(2)の「政策統括官が別に定めるところによる審査補助員の委嘱等」は、次のとおり行うものとする。

ア 審査補助員の委嘱の方法

審査補助員は、審査員の事務を補助するために必要な知識及び技術を有し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している者の中から選考して都道府県知事が委嘱するものとする。ただし、都道府県の職員以外の者から選考する場合には、原種等又は一般種子の生産に直接関係する者を除くものとする。

イ 審査補助員の行い得る事務

(イ) 審査補助員は、審査員の指示の下に次の事務を行うことができるものとする。

a 種子法第4条第1項（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。）のほ場審査（以下「ほ場審査」という。）及び種子法第4条第2項（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。）の生産物審査（以下「生産物審査」という。）（以下「審査」と総称する。）の請求者（その代理人を含む。以下同じ。）との間における当該審査に関する事項の連絡調整

b 2の(2)の調査、勧告、助言及び指導

c 審査及び審査結果の記録及び補助

d 要綱第6の2の(5)のほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付の補助

2 審査の進め方

- (1) 都道府県は、審査の実施前に、審査員、種子協会その他の関係者を招集し、審査の方針及び計画を協議するものとする。
- (2) 審査員は、(1)の協議の結果に基づき、その担当する区域内の指定種子生産者、指定原種等生産者及び種子生産委託者に対し、当該区域内の審査事務を担当する旨及びその担当する審査補助員の氏名を通知するものとする。
- (3) 審査は、一般種子の生産者の請求により行うものとする。ただし、請求に係る一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を附して代理請求を行うことができるものとする。
- (4) 審査員は、審査の請求があったときは、審査の進め方についてあらかじめ審査請求者と協議するものとする。
- (5) 審査員は、審査を終了した場合（ほ場審査にあつては、最終期）に、種子法第4条第5項（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により都道府県が定めた審査の基準に適合すると認めるときは、審査請求者にはほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付するものとする。

(イ) 審査員は、審査補助員に審査を行わせ、当該審査の結果を検討の上、当該検査済みの農作物又は種子を抽出して審査を行う等の審査の効率化を図ることができるものとする。ただし、当該抽出審査中に不合格の農作物及び種子を認めた場合には、直ちに個別審査に切り替えるものとする。

- (3) 都道府県は、審査員及び審査補助員に対し、審査に必要な知識及び技術の習得及び向上のために、審査に関する技術書の配布、研修会の開催等必要な措置を講じるものとする。特に、審査対象品種については、審査請求者から資料の提出を求める等により当該品種の特性に関する情報を審査員及び審査補助員に熟知させるものとする。

2 円滑かつ適正な審査のための措置

都道府県は、円滑かつ適正な審査を実施するため、次の事項を留意するものとする。

(1) 審査の手続

ア 審査請求者は、ほ場に別記4の様式を参考として標札又は標柱の設置を行うとともに、審査に先立って審査対象のほ場の境界を標識等により識別できるようにしておくものとする。

イ 審査は、審査請求者の立会いの下に行うものとする。

ウ ほ場審査及び生産物審査は、極力同じ審査員及び審査補助員が担当するものとする。これが困難である場合には引継ぎのための連絡を十分行うものとする。

エ 審査に当たっては、審査の基準を厳格に適用すること。ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調製等により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を指導した後再審査を行うものとする。

オ 審査の結果は、野帳を作成して詳細に記録するとともに、不合格とするときは審査請求者に対し不合格の理由を明示するものとする。

カ 同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、ほ場審査証明書の「品種」の欄には、混合したすべて品種名及び当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。

(2) 審査のための調査、勧告、助言及び指導

審査員及び審査補助員は、審査を円滑かつ適性実施するため、次の事項について調査、勧告、助言及び指導を行うものとする。

ア ほ場審査前

- (ア) 種子の予措の方法及び苗代の管理方法
- (イ) 播種日又は移植日
- (ウ) 病虫害発生の状況及び防除の方法
- (エ) 異種類、異品種等の個体の抜取り状況

イ 生産物審査前

- (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法

<p>3 審査の基準及び方法</p> <p>(1) 都道府県は、種子法第4条第5項の規定により審査の基準及び方法を定める場合には、地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。また、当該基準及び方法に政策統括官が別に定める重要な変更を加えようとする場合も同様とする。</p> <p>(2) 都道府県は、(1)の審査の基準及び方法を定めるに当たっては、農業者に対して種子の品質を保証するとともに</p>	<p>(イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法</p> <p>ウ 審査の終了後</p> <p>(ア) 審査の結果不適合と認められた指定種子生産ほ場及びその生産物の処理の方法</p> <p>(イ) 優良な種子を生産するために改善すべき事項</p> <p>(3) 生産物審査証明書の交付の方法</p> <p>生産物審査証明書を交付する場合には、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 生産物審査証明書を審査請求者の便宜を考慮して種子の包装ごとに表示すること。</p> <p>イ 種子の包装を小分けして販売する場合に、生産物審査証明書が交付される旨を種子の購入者に明かにするため別記5の様式を参考として中札を小分けした小袋に表示すること。</p> <p>ウ 同質遺伝品種に係る生産物審査証明書の交付は、次によること。</p> <p>(ア) 同質遺伝子品種に係る原種又は一般種子を個別に生産した後混合して販売する場合には、混合する前に生産物審査を行い、合格したものに限り混合すること。ただし、混合後の生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。</p> <p>なお、同質遺伝子品種（原原種を除く。）を個別に生産して個別に販売する場合、一般品種と同様の扱いとする。</p> <p>(イ) 第3の2の(4)のなお書きに基づき混合した同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及び当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。</p> <p>(4) 審査不適合の農作物のほ場又は生産物の取扱い</p> <p>審査の結果、不適合と認められた農作物のほ場については、(1)のアの標札又は標柱を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が、種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 審査と種子協会との関係</p> <p>都道府県は、審査を行う場合には、種子協会と、審査の立ち会い、審査請求者との連絡等に関し密接な連携を図るものとする。</p> <p>3 審査の基準及び方法</p> <p>(1) 要綱第6の3の(1)の「政策統括官が別に定めるところによる審査の基準及び方法の重要な変更」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 審査の基準の変更のうち、現行の基準を下回る基準への変更又は新しい項目に係る基準の設定</p> <p>イ 審査の方法の変更のうち、新しい方法の採用</p> <p>(2) 要綱第6の3の(2)の「政策統括官が別に定めると</p>
---	---

に、効率的な審査が行われるよう考慮するものとし、具体的には次の項目に係る審査の基準及び方法を政策統括官が別に定めるものを参考として定めるものとする。

- ア ほ場審査 変種の農作物、異品種の農作物、異種類の農産物及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況
- イ 生産物審査 発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度

第7 優良な種子の生産及び普及のための勧告、助言及び指導
都道府県は、種子法第6条（種子法第7条第3項において準用される場合を含む。）の規定に基づき指定種子生産者、指定原種等生産者又は種子生産委託者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導（以下「勧告等」という。）を行う場合には、次の点に留意するものとする。

- 1 主要農作物種子制度の趣旨に即して、種子の生産に関係する者により優良な種子の生産及び普及が熱意をもって取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等実効のある方法を用いて勧告等を行うこと。
- 2 新たに種子の生産に関係する者に対しては、当該制度の趣旨の徹底に努めるとともに、特に、指定原種等生産者及び指定原種等生産者に種子の生産を委託した者に対しては、原種等の生産が高度の専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることにかんがみ、適切な勧告等に努めること。
- 3 具体的な勧告等に当たっては、優良な種子の生産及び普及における種子協会の役割の重要性にかんがみ、同協会の機能を十分活用すること。

第8 主要農作物種子制度の運営に必要な経費

種子法に基づく都道府県の事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項において、都道府県が処理すべき事務とされており、また、当該事務に必要な経費については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の基準財政需要額及び同法第12条の単位費用の算定基礎に含まれているので、都道府県の予算措置に当たっては留意されたい。

第9 その他

- 1 本制度の運用については、種子法、種子法規則及びこの要綱に定めたもののほか、政策統括官が別に定めるところによる。
- 2 都道府県は、主要農作物種子制度の趣旨に即し、当該都道府県の主要農作物の種子の生産及び普及並びに民間事業者の参入に関する実情に応じ必要と認められる事項について、検討の上、条例、規則その他必要な規定の整備を行うものとする。

「ころによる審査の基準及び方法」は、当面、別記6のとおりとし、必要に応じ、見直すものとする。

第6 その他

1 主要農作物の種子の価格

種子価格については、今後特にこれを規制することはないが、種子価格が優良種子の安定生産及び円滑な普及に与える影響が大きいことにかんがみ都道府県は、価格の安定については、種子の取扱いを業とする者その他の関係者の指導に格段の配慮をされたい。

2 災害等緊急時の種子確保対策

(1) 準種子の確保

災害等により生産物審査に合格した種子をもっては必要種子量の確保が困難な場合には、品種の来歴が明確で、被害量が少ない一般ほ場であって都道府県が選定したもののうちほ場審査に準じて審査を行ったものにおいて生産された農産物で、生産物審査

に準じて審査を行い種子の用に供することが適当であると都道府県知事が認めたものについては、いわゆる準種子として普及させることは、差し支えない。

(2) (省略)

3 手続の電子化等について

主要農作物種子制度に関する諸手続については、申請者等の事務負担の軽減を図るとともに、その事務の迅速な処理に資する観点から、「行政情報化推進基本計画」(平成6年12月25日閣議決定 平成9年12月20日改定)に基づく「電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針」に留意しつつ、積極的に事務手続きの電子化等を図るものとする。